

# 社 会 保 険

# いはらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 3

## 人事異動の季節です届出は速やかに

2010 MAR.  
NO.382

- 退職後はすみやかに健康保険証の回収をお願いします
- 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について
- 事業主の皆様へ適切な事務処理にご協力を



「トスカーナの丘」(撮影・中部イタリア)：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で閲覧しましょう

# 人事異動の季節です

— 届出は正しく速やかに！ —

## 資格取得届

### ●被保険者になる人

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

### ●資格取得日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、**使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

### ●提出期限

五日以内

### ●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、一日の労働時間と一カ月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

### ●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

## 報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

### ●扶養家族のある方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出します。なお、被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第三号被保険者届（被扶養者（異動）届と一体）を併せて提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件のひとつである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります。

## 資格喪失届

### ●資格喪失日

転勤等の場合は、異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が

資格喪失日になります。

### ●提出期限

五日以内

### ●健康保険証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険証を添付してください（高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください）。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届・滅失届とともに提出をお願いします。

## 定年後の再雇用

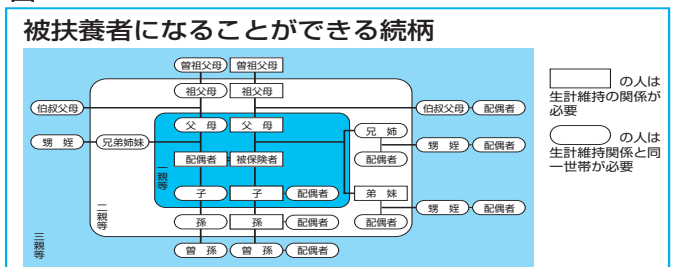
雇用契約上いったん退職し、引き続き嘱託等として再雇用された場合は、事実上の使用関係が継続しているので被保険者資格も継続します。ただし、在職老齢年金（特別支給の老齢厚生年金）の受給権者である方の定年退職については、再雇用後の標準報酬月額をすぐに改定することにより、年金の支給停止額を実態に合った額にするため、いったん使用関係が中断したとみなすことができます。

この場合は「資格取得届」および「資格喪失届」に就業規則など定年退職であることが確認できる書類を添付して提出してください。

図2

| 別居の場合                                                                                                                                         | 同居の場合                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <br>年収が130万円未満<br>さらに<br>認定対象者の年収が被保険者の仕送り<br>額(援助額)より少ない。 | <br>年収が130万円未満<br>さらに<br>認定対象者の年収が被保険者の年収の<br>半分未満か、または被保険者の収入がそ<br>の世帯の中心をなしている。 |
| <b>60歳以上又は障害者</b><br>認定対象者が60歳以上の方や障害者の方（障害厚生年金3級を受けられる程度以上）は上記の「130万円未満」が「180万円未満」となります。<br>※「年収」には、年金や失業給付なども含まれます。                         |                                                                                                                                                                      |

図1



◆ 詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください ◆



## 協会けんぽからのお知らせ

# 退職後はすみやかに健康保険証の回収をお願いします

退職後はこれまでの健康保険証で診療を受けることはできませんので、退職者の健康保険証はすみやかに回収し、資格喪失届とともに年金事務所へ返納されるようお願いします。退職等により健康保険の資格を喪失した方が、健康保険証を事業所に返還しないまま医療機関で受診を受けるケースが増えております。退職したご本人が受診していなくても、ご家族の方が受診してしまうケースもあります。

退職後に医療機関等で診療を受けた場合は、資格外の受診であり、その医療費は退職された方に返還していただくことになります。

## オレンジ色の健康保険証は 使用できなくなります。



(従来の健康保険証)

協会けんぽの健康保険証については昨年6月から9月にかけて、新しい健康保険証（水色）に切替えをさせていただきましたが、当面の間、従来の健康保険証（オレンジ色）も有効として取り扱ってまいりました。

このたび、従来の健康保険証の **使用期限が平成22年3月31日まで** となりました。  
これにより、平成22年4月1日以降、従来の健康保険証は使用できなくなりますのでご注意ください。

## 水戸南年金事務所内の協会けんぽ窓口は 平成22年3月末をもって閉鎖させていただきます

協会けんぽ茨城支部では、このたびお客様窓口体制の見直しを行い、水戸南年金事務所内の協会けんぽ窓口を閉鎖させていただくことになりました。今後のご相談、各種申請書等の提出につきましては、**協会けんぽ茨城支部**までお願いいたします。

加入者の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## 郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします



協会けんぽにご提出いただく各種申請・届出はすべて**郵送**で行うことができます。

※各種申請書等は、協会けんぽホームページからダウンロードできます。



## お問い合わせ先



**全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ** 協会けんぽ  
☎029-303-1582（直通）  
☎029-303-1500（代表）

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

協会けんぽ

検索

# 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書の 送付先について

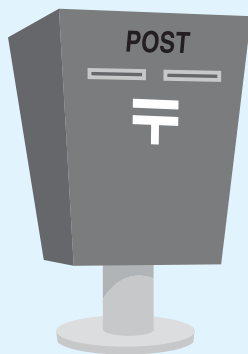
平成二十一年二月より健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査事務を旧茨城社会保険事務局事務センターにて集約しておりますが、日本年金機構の発足に伴い、送付先の名称が変更となりましたのでお知らせいたします。お手数をおかけいたしますが、以下の送付先に郵送していただきますよう事業主の皆さまのご協力をお願いいたします。

※住所の変更はありません。

※茨城事務センターは、郵送のみの受付となります。

※これまでどおり、各年金事務所の窓口でも受付いたします。

※制度、届書等に関するお問い合わせは、これまでと同様に各年金事務所へお願いいたします。



## 適用関係届書の送付先

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-17

日本年金機構 茨城事務センター  
管理・厚生年金適用グループ

## 茨城事務センターで取り扱わせていただく届書

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被扶養者（異動）届（追加・変更）
- 被保険者氏名変更（訂正）届
- 被保険者生年月日訂正届
- 被保険者住所変更届
- 年金手帳再交付申請書
- 基礎年金番号重複取消届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
- 被保険者賞与支払届
- 被保険者賞与支払届総括表
- 育児休業等取得者申出書
- 育児休業等取得者終了届
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 70歳以上被用者該当・不該当届
- 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届

## 新たに取り扱わせていただく届書

- 新規適用届
- 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届

## 事業主の皆様へ

厚生年金保険における適正な事務処理を行うため次の届出に際しては、関係書類の添付にご協力をお願いします。



### (1) 適用事業所全喪届

適用事業所全喪届が提出された場合は、次に掲げる添付書類により、届出の事実関係を確認します。

- イ 解散登記の記載がある法人登記簿謄本の写し
  - ロ 雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）の写し
  - ハ 合併、解散、休業等異動事項の記載がある法人税・消費税異動届の写し又は給与支払事務所等の廃止届の写し
  - ニ 休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写し
  - ホ 事業廃止等を議決した取締役会議事録の写し
  - ヘ その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類
- また、添付書類が上記イ又はロ以外である場合、原則として3ヶ月を超えない期間内に、当該事業所の廃業や休業の事実を確認するため、電話や文書による照会や、商工会や業界団体等への照会等を実施します。

### (2) 被保険者資格喪失届

被保険者資格喪失届の「④資格喪失年月日」に記入された日付が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録又は役員変更登記の記載がある登記簿本の写しの添付をお願いいたします。

### (3) 被保険者報酬月額変更届

被保険者報酬月額変更届の「②改定年月」に記入された年月の初日（1日）が受付年月日より60日以上遡る場合は、賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録及び固定的賃金の変動があった月の前月以降の所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

### (4) 標準報酬月額を大幅に引き下げる場合の事実確認

被保険者標準報酬月額変更届については、上記(3)による取扱いのほか、標準報酬月額を大幅に引き下げる場合においては、固定的賃金の変動があった月の前月以降の賃金台帳及び出勤簿の写しを添付してください。

なお、被保険者が役員の場合にあっては、取締役議事録及び所得税源泉徴収簿又は賃金台帳の写しの添付をお願いいたします。

◆ 詳細はお近くの年金事務所へお問い合わせください ◆

**在職老齢年金の支給停止基準額が  
平成22年4月1日より変更となります。**

- \* 60歳から64歳までの方の48万円の基準額が47万円となります。
- \* 65歳以上の方の48万円の基準額が47万円となります。

～詳細はお近くの年金事務所へお問い合わせください～

## 会員募集

# 茨城県年金受給者協会連合会 からのお知らせ



私たちは、各種年金（厚生、国民、共済）受給者及び年金受給予定者による約2万人の会員で構成し、運営しております。

会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、当受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報誌発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

|                                                               |                                                                              |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <b>水戸地区年金受給者協会</b><br>〒310-0021 水戸市南町3-4-57 電話 029-224-2116   | 水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村  |
| <b>県北地区年金受給者協会</b><br>〒317-0073 日立市幸町2-9-1 電話 0294-24-3305    | 日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村                                                        |
| <b>県南地区年金受給者協会</b><br>〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 電話 029-843-1689 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市（旧玉里村）、阿見町、河内町、利根町、美浦村 |
| <b>県西地区年金受給者協会</b><br>〒308-0845 筑西市西方1813-25 電話 0296-25-2844  | 筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町                                      |

(社)全国年金受給者  
団体連合会

## 茨城県年金受給者協会連合会

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル5階 電話029-300-4165

## 夜間・土曜日も年金相談が受けられます!!

県内の日本年金機構年金事務所及び年金相談センターでは以下の時間帯で年金相談窓口を開設いたします。是非ご利用ください。

現在、相談されるお客様が多く、駐車場がたいへん混み合っております。公共機関をご利用されるなどで協力をお願いします。

| 2010 | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 2010 | 日     | 月     | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|------|----|----|----|----|----|----|----|------|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 4    |    |    |    |    |    | 1  | 2  | 5    |       |       |    |    |    |    | 1  |
|      | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 |      | 2     | 3     | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |
|      | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |      | 9     | 10    | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
|      | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |      | 16    | 17    | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|      | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |    |      | 23/30 | 24/31 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |

平日時間延長日 休日開設日

4・5月の月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。  
 なお、直近のスケジュールは日本年金機構ホームページをご覧ください。  
 ※月曜日が休日の場合は翌日の火曜日となります。

4月10日(土)・5月8日(土)に年金事務所及び土浦年金相談センターで年金相談を実施します。

受付時間 午前9時30分から  
午後4時まで

●受付時間は、午前10時から午後二時までです。

◎日立年金事務所  
十三日(火) 常陸市総合福祉センター

◎土浦年金事務所  
十五日(木) 常総市商工会  
二十一日(水) 古河商工会議所

◎下館年金事務所  
十六日(金) 龍ヶ崎市商工会  
二日(金) 石岡商工会議所

◎土浦年金事務所  
二十八日(水) 神栖市商工会本所  
二日(金) 石岡商工会議所  
八日(木) 取手市商工会

◎水戸南年金事務所  
十四日(水) 鹿嶋市商工会本所  
二十八日(水) 神栖市商工会本所

◎水戸北年金事務所  
二十日(火) 大子町役場  
二十二日(木) 常陸大宮市役所

◎水戸北年金事務所

四月の  
年金相談所開設

